写

元文科高第１０５９号
令和２年３月６日

各国立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人理事長
各学校法人理事長
放送大学学園理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各都道府県知事
大学、高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体の長　殿
厚生労働省医政局長
厚生労働省労働基準局長
厚生労働省社会・援護局長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長

文部科学省総合教育政策局長
浅田　和伸

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
丸山　洋司

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
伯井　美徳

(印影印刷)

大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を
改正する省令等の公布について（通知）

この度、大学等（大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び専門学校をいう。以下同じ。）における修学の支援（学資支給金（給付型奨学金）の支給及び授業料等減免）に関して、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和２年文部科学省令第２号。以下「一部改正施行規則」という。）及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令」（令和２年文部科学省令第３号。以下「一部改正省令」という。）が令和２年３月６日に公布されました。

これらの省令概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用にあたっては遺漏なきようお取り計らいください。

各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会に、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、所管の学校に、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に、構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所管する学校に、厚生労働省におかれては、所管する学校に対して、本件について周知されるようお願いします。

なお、本通知に先立って「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）」（平成31年１月11日30文科高第954号総合教育政策局長・高等教育局長・初等中等教育局長通知）、「大学等における修学の支援に関する法律の公布について（通知）」（令和元年５月17日元文科高第44号総合教育政策局長・高等教育局長・初等中等教育局長通知）、及び「大学等における修学の支援に関する法律施行令等の公布について（通知）」（令和元年６月28日元文科高第196号総合教育政策局長・高等教育局長・初等中等教育局長通知）を示していることから、これらの通知で示した内容についても十分に御了知ください。（これらの通知は文部科学省ホームページにも掲載しています。）

記

第１　改正の概要

（１）家計が急変した学生等に係る特例措置

①　大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「支援法施行令」という。）第２条第２項ただし書及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第２号。以下「機構法施行令」という。）第８条の２第４項ただし書の文部科学省令で定める場合として、下記ｉ）及びii）の場合を加えることとすること。

ｉ）生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由（以下「家計急変

事由」という。）が生じたことにより緊急に支援を受けること（既に支援を受けている学生等にあっては、支援額を変更すること）が必要となった場合（一部改正施行規則第19条第１項第２号、一部改正省令第40条第１項第２号関係）

ⅱ）授業料等減免及び学資支給金を受けようとする者が、確認大学等に入学した日前一年以内に離職したことにより、支援措置を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合（当該離職の日の属する年度又はその翌年度において市町村民税の所得割を課されている場合に限る。）（一部改正施行規則第19条第１項第３号、一部改正省令第40条第１項第３号関係）

② 家計急変事由が生じた学生等に対する授業料の減免及び学資支給金の支給は、当分の間、下表左欄の区分に応じ、下表右欄の月分から支援を行うべき事由が消滅した月分まで行うこととすること。（一部改正施行規則附則第４条、一部改正省令附則第10条関係）

事由発生日が入学前であり、入学後３カ月以内に申請を行った者	入学月
事由発生日が入学前であり、入学後３カ月経過後に申請を行った者	支援対象者としての認定を受けた月
事由発生日が入学後であり、入学後３カ月以内に申請を行った者	支援対象者としての認定を受けた月又は事由発生から4カ月を経過した月のいずれか早い月
事由発生日が入学後であり、入学後３カ月経過後に申請を行った者	支援対象者としての認定を受けた月

③ 家計が急変した学生等については、原則として３カ月ごと（家計急変事由の発生から15カ月経過後は一年ごと）に直近の減免額算定基準額及び支給額算定基準額の判定を行うこと。また、これにより授業料減免の額及び学資支給金の額を変更すべきときは、判定を行った月に、額の変更を行うこととすること。（一部改正施行規則第13条第２項及び第14条第２項、一部改正省令第23条の７第２項及び第23条の８第２項関係）

（２）学業成績・学修意欲に関する要件について、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置

① 災害、傷病その他のやむを得ない事由により、修得単位数が標準単位数（一部改正施行規則別表第二備考及び一部改正省令別表備考に定める標準単位数をいう。以下同じ。）を下回る場合、学修意欲が確認できることにより、特に優れていると認められることとすること。（一部改正施行規則第10条第２項第２号、一部改正省令第23条の２第２項第３号関係）

② 災害、傷病その他のやむを得ない事由により、一部改正施行規則別表第二及び一部改正省令別表の「廃止」（以下、単に「廃止」という。）又は同表の「警告」（以下、単に「警告」という。）の区分に掲げる各基準に該当す

ることとなった場合、「廃止」又は「警告」に該当しないものとすること。（一部改正施行規則別表第二、一部改正省令別表関係）

③　下記のｉ）又はii）に該当するときは、学生等のGPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属する場合であっても、「警告」に該当しないものとすること。（一部改正施行規則別表第二、一部改正省令別表関係）

ｉ）正規の修業年限を満了するまでに、その取得が確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、職業と密接に関連する資格等を取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること

ii）社会的養護を必要とする者（満18歳となる日の前日において児童養護施設等に入所していた者等）であって、学修意欲が高い状況にあると認められること

（３）大学等ごとの支援状況の公表

①　確認大学等の設置者は、前年度に支援措置の対象となった学生等の人数とあわせて、次の事項に該当する数を、当該事項に該当することとなった事由（適格認定における学業成績の判定による場合は、さらに「廃止」「警告」の各基準）ごとに、一部改正施行規則第５条第３項に定める更新確認申請書（以下、単に「更新確認申請書」という。）に記載することにより公表するものとすること。（一部改正施行規則第５条第３項関係）

・一部改正施行規則第15条第１項及び一部改正省令第23条の10第１項に規定する、認定の取消しを受けた者の数

・一部改正施行規則第15条第３項及び一部改正省令第23条の10第３項に規定する、学業成績が不振である旨の警告を受けた者の数

・一部改正施行規則第18条第１項第４号及び一部改正省令第23条の12第１項第４号に規定する、認定の効力の停止を受けた者の数

②　上記の各事項に該当する学生数等を記載するものとして、更新確認申請書の様式を改めることとすること。（一部改正施行規則様式第二号の四関係）

（４）支援対象者の要件

過去に認定の取消を受けたことがある者は、一部改正施行規則第10条第１項及び一部改正省令第23条の２第１項の「選考対象者」に該当しないこととすること。（一部改正施行規則第10条第１項第１号、一部改正省令第23条の２第１項第３号関係）

（５）入学金減免を受けるための申請

入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等への入学の前年度又は入学後３カ月以内の期日までに、減免申請書を提出するものとすること。（一部改正施行規則第11条第２項）

（６）支援措置の始期及び終期

授業料の減免及び学資支給金の支給は、下表左欄の区分に応じ、下表右欄

の月分から支援を行うべき事由が消滅した月分まで行うこととすること。（一部改正施行規則第11条の２、一部改正省令第23条の５関係）

確認大学等への入学年度の前年度又は入学後３カ月以内の期日までに申請を行った者	入学月
確認大学等に入学後３カ月経過後の７月から12月までの期日までに申請した者	申請を行った年の10月
確認大学等に入学後３カ月経過後の１月から６月までの期日までに申請した者	申請を行った年の４月

（７）支援措置の実施に関する手続等

授業料等の減免及び学資支給金の支給（④及び⑥の一部については、学資貸与金の貸与等）の実施に必要な手続きとして、以下の事項を規定することとすること。

① 適格認定における収入額・資産額等の判定に必要な書類の提出に関すること。（一部改正施行規則第13条第3項、一部改正省令第23条の７第３項関係）

② 授業料減免の額又は学資支給金の額の変更を行う月に関すること。（一部改正施行規則第14条第３項、一部改正省令第23条の８第３項関係）

③ 生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新その他事項の届出に関すること。（一部改正施行規則第14条の２、一部改正省令第23条の９関係）

④ 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書に記載すべき事項に関すること。（一部改正省令第１条の４関係）

⑤ 機構の区分経理に関すること。（一部改正省令第17条第１項関係）

⑥ マイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の提供に関すること。（一部改正省令第24条関係）

（８）支援措置の停止と解除

① 認定の効力を停止する場合として下表左欄に該当する場合を加え、当該認定の効力の停止を解除する場合として下表右欄に該当する場合を加えることとすること。（一部改正施行規則第18条第１項及び第２項、一部改正省令第23条の12第１項及び第２項関係）

停止	解除
日本国籍又は一部改正施行規則第９条第３項各号及び一部改正省令第20条第２項各号に定める資格を有しなくなったとき	日本国籍又は一部改正施行規則第９条第３項各号及び一部改正省令第20条第２項各号に定める資格を有することとなったとき
期日までに、適格認定における収入額・資産額の判定に必要な書類を提出し	適格認定における収入額・資産額の判定に必要な書類を提出したとき

ないとき	
期日までに所要の届出を行わないとき	所要の届出を行ったとき
支援対象者から支援措置の停止について申出があったとき	支援対象者から支援措置の停止の解除について申出があったとき

② 認定の効力を停止し、またこれを解除するときは、その旨を通知すべきこととすること。（一部改正施行規則第18条第３項、一部改正省令第23条の12第３項関係）

③ 認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、支援を停止又は再開するものとすること。（一部改正施行規則第18条第４項、一部改正省令第23条の12第４項関係）

④ 認定効力の停止から、当該停止の解除までの期間は、支援法施行令第３条第１項各号に定める授業料減免の期間及び機構法施行令第８条の３に定める学資支給金の支給の期間（以下「支援期間」という。）に通算することとすること。ただし、休学により認定効力が停止された場合（同時期に停学又は訓告の処分を受けた場合を除く）は、当該通算をしないものとすること。（一部改正施行規則第18条第５項、一部改正省令第23条の12第５項関係）

（９）支援期間

支援法施行令第３条第１項第１号及び機構法施行令第８条の３第１号の文部科学省令で定める月数について、認定専攻科の場合は24月とし、専門学校の場合は48月とすること。ただし、入学月と支援措置を初めて受ける月が異なる場合は、それぞれ24月又は48月から、入学から支援措置を初めて受けるまでの月数を控除した月数とすること。（一部改正施行規則第19条の２、一部改正省令第41条の２関係）

(10) 標準単位数の定義

標準単位数について、下記ｉ）又はⅱ）のいずれか少ない数とすること。（一部改正施行規則別表第二備考、一部改正省令別表備考関係）

ｉ）卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数を、修業年限の年数（大学設置基準等の規定により、大学等が修業年限を超えて一定の期間に渡り計画的に教育課程を履修し卒業すること（長期履修）を認めた学生等にあっては、当該長期履修の期間）で除した数に、在学年数（休学期間が含まれるときは当該休学期間を控除する。）を乗じた数

ⅱ）大学設置基準等の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数

(11) 確認大学等の確認取消処分に係る聴聞決定予定日

支援法施行令第１条第１項第３号に規定される、確認の取消処分に係る聴聞を行うか否かを決定することが見込まれる日として通知される日（聴聞

決定予定日）は、支援法第13条第２項の規定による検査が行われた日から10日以内に、検査日から60日以内の特定の日を通知することとすること。（一部改正施行規則第５条の２関係）

(12) 学資貸与金等の返還

① 機構が行う学資貸与金の返還について、返還期日を過ぎ、延滞した割賦金の額に対し、これまで年あたり５パーセントの割合で延滞金を課しているが、これを年あたり３パーセントに引き下げることとすること。（一部改正省令第29条及び第31条関係）

② 第一種奨学金や学資支給返還金を所得連動返還方式により返還しようとする場合、当該要返還者に扶養者があるときは、当該要返還者の所得にその扶養者の収入を加えた額が機構の定める要件を満たすときに限り、その者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とすることができることとすること。（一部改正省令第26条の２及び第32条の２第３項関係）

(13) 施行期日等

① 一部改正施行規則及び一部改正省令について、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行の日から施行することとすること。ただし、一部改正施行規則第19条第１項第３号及び、一部改正省令第40条第１項第３号は令和３年４月１日から施行することとすること。（一部改正施行規則附則、一部改正省令附則関係）

② その他所要の規定を整備することとすること。

第２ 留意事項

（１）本制度の周知

地方公共団体及び高等学校等並びに本制度の対象となる大学等の設置者は、その円滑な実施を図るため、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が配布する広報資料等を適宜活用し、本来、対象となる者が制度の不知により支援の対象から漏れるようなことがないよう、周知徹底を図ること。また、地方公共団体においては、社会的養護を必要とする者に十分な情報が行き届くよう、教育部局と福祉部局とが連携を図ること。

地方公共団体及び高等学校等においては、令和３年度進学予定者を対象とする給付型奨学金の予約採用の手続きが本年４月に開始されることから、高校３年生の生徒等及びその保護者に対する周知を図ること。更に、地方公共団体、高等学校及び中学校等においては、令和４年度以降の予約採用の手続きの対象となる高等学校、中学校等の生徒等及びその保護者に対しても、進路指導等に際して新制度の十分な周知を行うこと。

大学等の設置者は、本年４月からの制度施行に向けて、授業料等減免の申請期間を十分に設け、申請の期間や方法を学生等に十分に周知すること。ま

た、在学生を対象とする給付型奨学金の在学採用の手続きが本年４月に開始されることから、昨年の在学採用の手続きに申し込むことができなかった者を含め在学生に対する周知を図ること。

なお、上記の周知にあたっては、機構がホームページ上で公開している「進学資金シミュレーター」を学生等及びその保護者が活用することで、進学・進級後に学資支給金（給付型奨学金）の支給を受けられるか否か及び支給を受けられる場合の支給額を試算することができることについても併せて周知すること。

また、地方公共団体及び高等学校等においては、進学のための資金計画の説明・助言等をする「スカラシップ・アドバイザー派遣事業」を機構が実施していることから、必要に応じその活用を図ること。

（２）制度実施に伴う事務処理

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者においては、確認要件の確認や対象学生等の認定等に関する事務について、下記をはじめ、国及び機構が策定・更新する指針・手引き等を踏まえ、適切に処理すること。

- 機関要件の確認事務に関する指針
- 高等教育の修学支援新制度　授業料等減免事務処理要領
- 大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（高等学校等向け）
- 大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（大学等向け）
- 高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q&A）

（３）学業成績・学修意欲に関する要件に関し、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置

今般の改正は、学修成果が明確な場合又は本人に帰責性のないやむを得ない事情がある場合に限定して、学業成績・学修意欲に関する要件についての特例措置を設けるものであること。

この観点から、資格等の取得に関する基準については、教育課程や資格・検定の内容、学生等の学修成果等を踏まえて、確認大学等において総合的に判定することを前提とし、下記のいずれにも該当すると判断される場合に、「警告」に該当しないものとされること。

- 学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連し、高等教育機関における学修成果としてふさわしい資格や検定であること
- 職業に結び付く資格や検定であること
- （卒業生等の資格等の取得実績と成績との関係を踏まえ）当該学生等が十分に当該資格や検定の取得・合格水準にある（卒業までにその水準に達すると見込まれる）こと

なお、詳細の考え方等については、文部科学省ホームページ等で公表し

ているQ&Aも併せて参照すること。

【参考】

1．文部科学省ホームページ

◎大学生・高校生・保護者向け特設ページ　http://www.mext.go.jp/kyufu/

◎高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

（トップ ＞ 教育 ＞ 大学・大学院、専門教育 ＞ 高等教育の修学支援新制度）を参照

※　本省令や、事務処理のための指針・手引き等の関係資料を掲載

2．独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html

（ホーム ＞ 奨学金 ＞ 奨学金の制度（給付型））を参照

※　リーフレット、進学資金シミュレーター（大学等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に活用できるシミュレーションツール）、スカラシップ・アドバイザー派遣事業の案内など、学資支給金（給付型奨学金）の関係資料を掲載。

・進学資金シミュレーター：https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

・スカラシップ・アドバイザー派遣申込み：

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/guidance/index.html

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局　学生・留学生課

高等教育修学支援準備室

電話：03-5253-4111（内線3050、3410）

Email: qafutankeigen@mext.go.jp